

平成 30 年度山崎浄化センター 汚泥焼却炉排ガス測定結果

大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、ばい煙発生施設である山崎浄化センター汚泥焼却炉から排出される排煙量と排煙規制物質の測定をしました。

測定結果

平成 30 年度においても例年どおり、硫黄酸化物は年 6 回、ばいじん他の項目については、年 2 回測定しました。下記の表のとおり排出基準値及び排出許容限度を下回りました。

試料名 (単位)	測定値						排出基準値	排出許容限度
	第 1 回 5 月 25 日	第 2 回 7 月 5 日	第 3 回 9 月 21 日	第 4 回 11 月 20 日	第 5 回 1 月 31 日	第 6 回 3 月 13 日	大気汚染 防止法	神奈川県 条例
ばいじん (g/h)	14 未満	—	—	23	—	—	—	513
硫黄酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	0.085	0.033	0.028 未満	0.11	0.13	0.050	—	2.07
窒素酸化物 (ppm)	18	—	—	25	—	—	250	—
塩化水素 (mg/ Nm <sup>3</sup> )	5.5 未満	—	—	5.9 未満	—	—	70	700
弗素、弗化水素及び 弗化珪素濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	0.5 未満	—	—	0.5 未満	—	—	—	2.5 (ふっ素として)
アンモニア濃度 (ppm)	1.0 未満	—	—	1.0 未満	—	—	—	50
シアン濃度 (ppm)	0.8	—	—	0.3	—	—	—	10
カドミウム及び その化合物濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	0.002 未満	—	—	0.002 未満	—	—	—	0.5 (カドミウムとして)
鉛及びその化合物 濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )	0.02 未満	—	—	0.02 未満	—	—	—	10 (鉛として)
塩素濃度 (ppm)	0.1 未満	—	—	0.1 未満	—	—	—	1
硫化水素濃度 (ppm)	1.0 未満	—	—	1.0 未満	—	—	—	10
水銀濃度 (μ g / m <sup>3</sup> )	49	—	—	38	—	—	50	—